

激甚災害の指定に伴う特別財政援助を行います

～国土交通省関係では、59市町村を対象に
約42億円の国庫負担の嵩上げを措置～

令和5年等に発生した、河川や道路などの国土交通省所管公共土木施設の災害について、該当する10の激甚災害（激甚災害1災害及び局地激甚災害9災害）に関し、特別財政援助を行うこととなりました。

対象となる59市町村（別添）に対して、通常の国庫負担（約224億円）に加え、約42億円の国庫負担の嵩上げを措置します。

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）に基づく特定地方公共団体に該当した場合は、特別な財政援助等を行うこととなっています。

○国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担の嵩上げ額

激甚災害 特例対象事業費	通常の国庫負担額 (国庫負担率平均)	国庫負担の嵩上げ額	嵩上げ後の国庫負担額 (嵩上げ後の国庫負担率平均)
約328億円	約224億円 (0.707)	約42億円	約267億円 (0.830)

※四捨五入の関係で端数が合致しない。

問合せ先

水管理・国土保全局防災課

企画専門官 佐野

災害統計係 滝本、板橋

代表 03-5253-8111 (内線:35-712、35-754)

直通 03-5253-8457

令和5年等に発生した激甚災害(激甚災害1災害及び局地激甚災害9災害)に係る
国庫負担の嵩上げ措置を実施する地方公共団体(6市35町18村)

災 害 名	都道府県名	市 町 村 名	備 考
口永良部島噴火 【平成27年5月29日～令和5年3月9日】 (局激)	鹿児島県	屋久島町	(1町)
地すべり 【平成29年10月21日～令和5年5月8日】 (局激)	大阪府	岫町	(1町)
地すべり 【令和2年7月4日～令和5年3月28日】 (局激)	熊本県	球磨村	(1村)
地すべり 【令和3年6月21日～令和5年1月5日】 (局激)	兵庫県	新温泉町	(1町)
地震 【令和5年5月5日】 (局激)	石川県	珠洲市 ※1	(1市)
梅雨前線豪雨 【令和5年5月28日～7月20日】 (本激)	青森県	深浦町	(1町)
	岩手県	西和賀町	(1町)
	秋田県	上小阿仁村、藤里町、八峰町、五城目町、 井川町	(4町1村)
	千葉県	大多喜町 ※1	(1町)
	石川県	珠洲市 ※1、津幡町	(1市1町)
	長野県	阿南町、下條村、売木村、天龍村、齋木村、 南木曾町、小川村	(2町5村)
	愛知県	東栄町	(1町)
	奈良県	曾爾村	(1村)
	和歌山県	紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、 広川町、有田川町、由良町	(7町)
	山口県	美祢市	(1市)
	愛媛県	久万高原町	(1町)
	高知県	土佐清水市、北川村、三原村	(1市2村)
	福岡県	八女市、朝倉市、東峰村、広川町、添田町、 赤村	(2市2町2村)
	佐賀県	唐津市	(1市)
	熊本県	美里町、小国町、西原村、御船町、甲佐町、 山都町	(5町1村)
宮崎県	高原町 ※1、椎葉村	(1町1村)	
鹿児島県	十島村 ※1、大和村、宇検村、瀬戸内町	(1町3村)	
台風6号 【令和5年8月1日～11日】 (局激)	宮崎県	高原町 ※1	(1町)
	鹿児島県	十島村 ※1、南大隅町	(1町1村)
	沖縄県	東村	(1村)
台風7号 【令和5年8月12日～17日】 (局激)	鳥取県	八頭町、三朝町	(2町)
台風13号 【令和5年9月4日～9日】 (局激)	千葉県	大多喜町 ※1	(1町)
豪雨 【令和5年10月5日】 (局激)	北海道	様似町	(1町)

※1 は複数の激甚災害に指定されている自治体